**地域医療支援病院について**

**資料２－２**

**○地域医療支援病院制度について**

医療機関の適切な役割分担と業務連携が重要であることから、患者に身近な地域でかかりつけ医等が第一線の医療を担うこと、地域医療支援病院はこれらへの支援を通じて地域医療の確保を図ることとされた。紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施をはじめ、救急医療の提供や地域の医療従事者に対する研修を実施することが求められている。

地域における医療の確保のために必要であると要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て「地域医療支援病院」と称することをすることができる。

**○地域医療支援病院の承認要件について**

○法令及び通知に基づく承認要件

１．他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること

２．当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。

３．救急医療を提供する能力を有すること。

４．地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

５．原則２００床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。

６．必要な構造設備・施設を有すること。

７．３種類ある紹介率・逆紹介率にかかる承認要件のうち、いずれかを満たすこと。

①　紹介率が８０％以上であること

②　紹介率が６５％以上であり、かつ、逆紹介率が４０％以上であること

③　紹介率が５０％以上であり、かつ、逆紹介率が７０％以上であること

８．地元医師会の推薦（要推薦書）および**地元二次医療圏における医療協議会の同意を受けていること**を要する等、大阪府が承認基準（資料Ⅱ参照）として定めている。

９．この他関係法令に定める要件をすべて満たしたうえで大阪府に申請することとなり、申請後に検査および大阪府医療審議会（病院新増設部会）への諮問を経て、その結果承認するか否かを決定する。

○大阪府独自の承認要件（平成18年12月21日改正）

大阪府内で地域医療支援病院の承認を得るためには、法定要件等に加え以下の項目を満たす必要がある。（「法定要件等」には国の通知を含む。）

１．各二次医療圏における適正な配置を調整するため、保健医療協議会での同意を得ること。

２．病診連携確保の観点から紹介と逆紹介患者の均衡が取れており、地元医師会の推薦を受けていること。（要推薦書）

３．紹介率及び逆紹介率（以下「紹介率等」という。）については、下記の要件を満たしていること。

①紹介率が８０％を上回る要件で承認申請をする場合は、大阪府医療審議会（病院新増設部会）を開く直近３ヶ月の平均紹介率が８０％を上回っていること。

②①以外の要件で承認申請をする場合は、大阪府医療審議会（病院新増設部会）を開く年度の紹介率等の平均が、直前の年度同様に上回っていること。

４. 承認を希望する病院が近隣の診療所（同一の開設者又は特別の関係にある者が開設する診療所）に外来機能を分離している場合において、当該病院と診療所が外形上一体性を有しているときには、病院及び診療所における患者数を合算して算定した上で、紹介率等の要件を満たしていること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　（中略）

５．「救急医療を提供する能力を有する」とは、救急告示を受けていること及び救急用自動車を有することを含むこと。

６．知事の重大違反事項通知を受ける等重大な法令違反を行った開設者は、その事実が改善されたと認められる日から起算して５年を経過するまで承認申請をできないこと。

７．承認後に紹介率等が年度平均で承認時の要件を下回る等、法定要件等及び上記承認要件を欠くに至った場合は、自主的に地域医療支援病院を辞退すること。（要誓約書）

８．承認後に移転する場合において、移転後の新病院においても法定要件等及び上記承認要件をすべて満たすと認められる場合は、当該病院において地元医師会の同意を得た上で承認を継承すること。